

活動地域 埼玉県全域

支援対象

- 低額所得者
- 被災者
- 高齢者
- 障害者
- 子どもを養育している者
- 外国人
- 中国残留邦人
- 児童虐待を受けた者
- ハンセン病療養所入所者
- DV被害者
- 拉致被害者
- 犯罪被害者
- 保護観察対象者
- 刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者
- 困難な問題を抱える女性
- 生活困窮者
- 大規模災害被災者
- 海外からの引揚者
- 新婚世帯
- 原子爆弾被爆者
- 戦傷病者
- 児童養護施設退所者
- 性的マイノリティ
- UIターンによる転入者
- 住宅確保要配慮者の生活支援をする者

(留意事項)

- ① 60歳以上の単身高齢者
- ② 60未満で残置物リスクに対する賃貸用建物の所有者の不安感が生ずると認められる者

法人案内

2015年に、家財整理業界の健全な発展と品質向上のための支援をするために設立した法人で、2018年9月居住支援法人(埼玉県指定は2020年1月)としての活動を開始しました。住み替えや退去に伴う家財整理、あるいは家財などが放置されたまま活用されていない家屋・部屋等に残された家財の整理や片付け、または亡くなった方の大切な遺品等の整理などについてご相談を受け、適切にアドバイスをさせていただきます。家財整理や片付け実施の具体的なご相談に際しては、直接訪問して状況を確認の上お見積り(無料)をして、ご要望があれば片付けの実施まで一貫してお引受けします。

残置物処理等業務(残置物モデル契約条項に基づき、死後事務委任契約の受任者となり残置物処理等業務を実施)



賃貸借契約の解除	<input type="radio"/>	
残置物の処理	<input type="radio"/>	<p>住宅確保用配慮者からの委託に基づく残置物処理等業務、居住支援法人等からの紹介に基づく残置物処理等業務</p> <p>① 家財整理に豊富な経験と知識、能力のある家財整理事業者が法律を遵守し、適切な残置物処理等業務を実施します。</p> <p>② 死後事務委任契約の受任者となる居住支援法人からの「残置物処理」も受託します。</p>

<所在地> 東京都中野区中野2丁目24番11号

住友不動産中野駅前ビル19階

<電話番号> 0120-166-077 <FAX> 03-3380-5627

<E-mail> info@kazaiseiri-soudan.org

<HP> <https://www.kazaiseiri-soudan.org>

<窓口開設時間> 午前9時から午後6時まで(土日祝日を除く)

